



事務連絡
平成28年2月5日

都道府県衛生主管部（局）医務主管課 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

「特定行為に係る手順書例集」の厚生労働省
ウェブサイトへの掲載について

看護師の特定行為に係る研修制度については、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的として、平成27年10月1日から施行されているところです。

今般、厚生労働省の平成27年度看護職員確保対策特別事業「特定行為に係る手順書例集作成事業」の実施団体である公益社団法人全日本病院協会において、「特定行為に係る手順書例集」が取りまとめられました。つきましては、医療現場において当該手順書例集を参考としていただけるよう、厚生労働省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111457.html>) に掲載しましたので、お知らせします。関係者等に対し、周知をお願いします。

なお、手順書例集の厚生労働省のウェブサイトへの掲載については、別記、関係団体宛てにお知らせしておりますことを申し添えます。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話：03-5253-1111（内線4173、4177）

看護業務推進専門官 穴見

看護業務推進係長 藤原